

6 障害者委託訓練事業

障害者委託訓練の一つである、「実践能力習得訓練コース」は、雇用を検討している企業が、実際の職場を活用して訓練を行うことができます。訓練中の指導を通じて、業務手順や職場のルールを十分に伝えることができ、訓練生の業務遂行力や、必要な配慮点等について具体的に知ることができます。その上で、採用を検討できることが大きなメリットです。訓練終了後は当財団より委託料を企業にお支払いいたします。

【対象】雇用を検討している都内企業（実践能力習得訓練コース）

問い合わせ 委託訓練推進班 [電話] 03-5211-2683 [メール] itakukunren@shigotozaidan.or.jp

7 東京ジョブコーチ支援事業

雇用した障害者をスムーズに受け入れられるよう、「東京ジョブコーチ」が企業に出向いて職場定着を支援します。「東京ジョブコーチ」は、各職場や雇用されている障害者の状況・課題に応じて、業務指導やコミュニケーション支援、職場への啓発等を行っています。障害者のテレワークに関する相談にも対応します。

問い合わせ 東京ジョブコーチ支援センター 03-3378-7057

8 職場内障害者サポーター事業

障害者の職場定着を推進するため、企業の人事担当者や障害者と一緒に働く職場の社員を対象に、「職場内障害者サポーター養成講座」を実施します。さらに、講座修了者が「職場内障害者サポーター」として、職場の障害者の支援を6か月間行った場合、奨励金を支給します。また、講座修了者からの希望に応じて、所属企業の社員等を対象とした出張等による講座を実施しています。

【対象】本社又は事業所が都内にある企業（この他にも要件あり）

問い合わせ 職場内障害者サポーター事業運営事務局 03-6734-1096

9 障害者雇用ナビゲート事業

初めての障害者雇用や障害者にテレワークの導入を検討している中小企業を対象に、専任のナビゲーターが職場を訪問し、伴走型の一貫した支援（ナビゲート）を行います。また、テレワーク導入支援を利用し、障害者が一定期間テレワークを継続した場合には、企業に対して奨励金を支給します（支給要件あり）。

【対象】本社又は事業所が都内にある企業（この他にも要件あり）

10 中小企業障害者雇用応援連携事業

都内中小企業の障害者雇用促進に向けて、東京都、東京労働局、ハローワーク、東京しごと財団、及び都内障害者就労支援機関が連携し、対象企業へ個別訪問等による支援を行います。

障害者雇用支援を希望する企業からの依頼も受け付けています。

【対象】常時雇用労働者数 500 人未満の都内企業 ※詳しくはホームページをご覧ください



障害者雇用就業サポートデスク多摩
〒190-0023 立川市柴崎町 3-9-2
立川駅南口東京都・立川市合同施設 3 階
(東京しごとセンター多摩と同じ建物内)
【電話】03-5211-5462



公益財団法人
東京しごと財団
Tokyo Foundation for Employment Services

総合支援部 障害者就業支援課

〒102-0072

東京都千代田区飯田橋 3-10-3

東京しごとセンター 8 階

【電話】03-5211-2681

【URL】<https://www.shigotozaidan.or.jp/shkn/>

障害者雇用就業サポートデスク飯田橋は
5階にあります。

令和 7 年 4 月発行

リサイクル適性 (A)
この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。

企業等のみなさまへ

公益財団法人
東京しごと財団
Tokyo Foundation for Employment Services

企業の障害者雇用を サポートします！



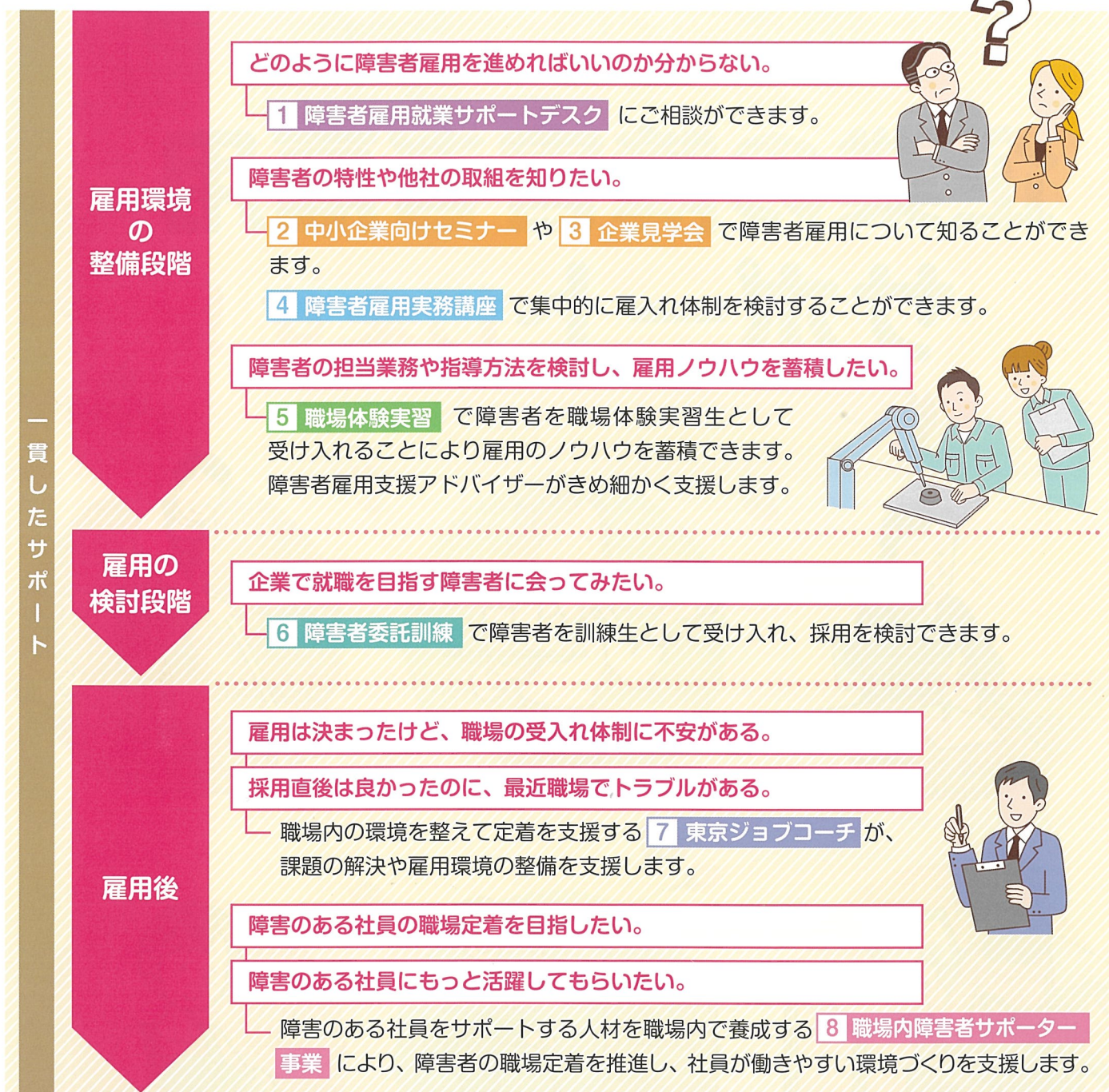
(公財) 東京しごと財団では、東京都や地域の就労支援機関等と連携して障害者雇用を支援する様々な事業を展開しています。

すべてのご利用は無料です。ぜひご活用ください。

個人情報の取扱いについて
公益財団法人東京しごと財団では、「個人情報の保護に関する法律」(平成15年法律第57号)、個人情報保護委員会が定める各種ガイドライン及び関係諸法令等の遵守徹底を図るとともに、個人情報を適切かつ安全に取り扱うため、個人情報保護基本方針を制定しています。個人情報の取扱いの詳細はホームページ(<https://www.shigotozaidan.or.jp/privacy/index.html>)または、窓口でご確認ください。

障害者就業支援事業のご案内

(公財) 東京しごと財団では、障害者雇用のスタートから定着まで様々な支援メニューでサポートをしています。これまで障害者を雇用した経験が少ない企業でも、安心してご利用いただけますのでお気軽にご相談ください。各事業の詳細は次ページ以降をご覧ください。



■ 障害者の雇用を検討している企業の方へ

- 9 障害者雇用ナビゲート事業 では、初めての障害者雇用を検討する中小企業に対して、雇用前の環境整備から雇用後の長期サポートまで一貫した支援を行います。また、テレワークの導入支援にも対応します。
- 10 中小企業障害者雇用応援連携事業 は、対象企業へ個別訪問等による支援を行います。

※ご利用にあたって

上記の事業のうち、①は事前に予約すればどなたでもご利用いただけます。②～⑩の事業は、申込要件や所定の手続きがあります。詳しくは、ホームページをご覧ください。

<https://www.shigotozaidan.or.jp/shkn/>

- ▶ 機関紙「いんくる」のバックナンバーや、障害者のテレワーク導入支援に関する情報、PR動画「就労支援機関と目指す障害者雇用」等もご覧いただけます。



1 障害者雇用就業サポートデスク（飯田橋・多摩）

企業の障害者雇用について、それぞれの状況やご希望に応じてご相談いただけます。相談は事前予約制です。匿名でのご相談も受け付けています。

また、施設内では、予約不要で障害者雇用、障害理解に関する書籍や資料もご覧いただけます。どうぞお気軽にご利用ください。 ※職業紹介は行っておりません。求人票の受付もしていません。

一般相談
(飯田橋・多摩共通)

平日 9時～17時 ※土日・祝日・年末年始(12月29日～1月3日)は休業

専門相談
(飯田橋のみ)

- 障害者のテレワーク導入や支援機器の活用等に関する相談：第2・第4火曜日13時～17時
- 社会保険労務士等による社会保険や就業規則の整備等の相談：毎週木曜日13時～17時
※社会保険労務士等への相談は一企業1回限り

相談方法

- 来所：障害者雇用就業サポートデスク飯田橋／障害者雇用就業サポートデスク多摩
- 電話：下記電話番号にお掛けください
- オンライン ※相談にかかる通話料や通信料はご相談者様の負担となります

予約方法

電話をお掛けいただくか、直接ご来所ください。

問い合わせ・相談予約 障害者雇用就業サポートデスク（飯田橋・多摩共通）[電話]03-5211-5462

2 中小企業向けセミナー（年2回）

障害者雇用を進めるためには、まず障害者の特性や雇用制度、先行企業の取組等について知ることが重要です。そのため、専門家や先行企業の人事担当者等を講師に招いたセミナーを実施しています。

【対象】これから障害者雇用に取り組む都内企業の経営者・人事担当者等

3 企業見学支援事業（随時）

企業を訪問し、当事者の方の仕事振りを間近で見学したり、企業の人事担当者や現場担当者から留意点等を聞くことで、障害者雇用のイメージを深めることができます。

【対象】障害者雇用を検討している都内企業の経営者・人事担当者等

4 障害者雇用実務講座（年6回）

障害者雇用の制度や流れ、各種障害特性、社内の体制作りなど、障害者雇用に向けた基礎的な知識やノウハウを学ぶことができる集中講座です。

【対象】これまで障害者を雇用したことがない都内中小企業の人事担当者等

5 職場体験実習

障害者を雇用するにあたって、基礎的な知識と並んで大切なのが、実際に障害者を職場に受け入れることにより蓄積される体験的なノウハウです。この体験的なノウハウを効果的に蓄積できるのが職場体験実習です。以下の事業により職場体験実習に取り組む企業を支援します。

障害者雇用支援アドバイザーによる個別支援

問い合わせ コーディネート事業係 [電話]03-5211-2682

障害者雇用支援アドバイザーが、実習のための業務の切出しや実習運営の留意点について丁寧に助言します。また「職場体験実習受入企業」に登録していただくと、地域の就労支援機関を通じて実習希望者を募ることができます。障害者雇用支援アドバイザーが地域の就労支援機関と企業の仲介もしますので安心して実習を行うことができます。

【対象】実習生の受入れを検討中の都内企業

職場体験実習面談会（年8回）・職場体験実習ミニ面談会（年4回）

実習受入れの準備ができたなら、実習を希望する障害者との出会いの場である面談会に参加することをお薦めします。面談会当日は、地域の就労支援機関も同行しますので、安心して面談することができます。

【対象】実習受入れを希望する都内企業

東京しごと財団職場体験実習助成金

職場体験実習生を受け入れる中小企業を支援する助成金です。

【対象】本社又は事業所が都内にある従業員300人以下の企業（この他にも支給要件あり）

【申請】詳しくはホームページをご覧ください。